

令和8年3月17日

自衛隊東京地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。

2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
38	本部庁舎エレベーター一点検保守	自衛隊東京地方協力本部	8.4.1～9.3.31	8.3.17	8.3.24 13:00	8.3.24 13:10		

4 契約締結については令和8年4月1日付とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒162-8850 東京都新宿区市谷本村町10番1号

(1)契約等に関するお問い合わせ

自衛隊東京地方協力本部 総務課 会計班 担当:木村

電話番号:03-3268-3111(内線48045) メールアドレス:adm1-tokyo@pco.mod.go.jp (admの次は数字の1)

(2)仕様書等に関するお問い合わせ

自衛隊東京地方協力本部 総務課 管理班 担当:栗原

電話番号:03-3268-3111(内線48053) メールアドレス:adm1-tokyo@pco.mod.go.jp (admの次は数字の1)

※メールを送付した場合は、必ず着信の確認をお願いします。

入札書
見積書

調達要求番号	6PDY1A10003	契約実施計画番号	6PDY1AM00030
--------	-------------	----------	--------------

金 額 (税 抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
本部庁舎エレベーター点検保守	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
合 計					
納 入 場 所	自衛隊東京地方協力本部	納 期	8.4.1	～	9.3.31
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年3月24日

分任契約担当官

自衛隊東京地方協力本部長

鹿子島 洋 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 及
び 連 絡 先

仕 様 書

作 成	年 月 日	令和8年2月10日
	所 属	自衛隊東京地方協力本部総務課
	階級・氏名	2等陸曹 栗原 智樹
件 名	本部庁舎エレベーター点検保守	

1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊東京地方協力本部の本部庁舎のエレベーター点検保守について規定する。

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

仕様書

国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築保全業務共通仕様書」

3 点検概要

エレベーター1基の点検保守

4 場所

東京都新宿区市谷本村町10-1（自衛隊東京地方協力本部庁舎内）

5 期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

6 機器の詳細

- ・インバーター制御式エレベーター（株式会社 日立ビルシステム）
- ・機械室レス P-11-CO45
- ・定格積載質量／定員 750Kg／11人
- ・定格速度 45m/min
- ・運転方式 乗合全自動方式
- ・停止階 3箇所（1階から3階）
- ・かご寸法 間口 1400mm 奥行 1350mm 天井高 2300mm
- ・戸型式 2枚戸中央開き
- ・管制運転 地震・火災・停電有り

7 一般事項

- (1) 本役務は、仕様書及び関係諸規則に基づき、官側の指示により実施するものとし、丁寧かつ確実に実施すること。
- (2) 役務において、仕様書に明記なき事項でも、作業上当然必要なことは請負業者の負担において良心的に行うこと。

- (3) 本役務に際し、他の箇所に損害を与えないよう十分注意して実施し、万一損害を与えた場合は、請負業者の負担において原状回復するものとする。
- (4) 本役務に関係ない場所等の立ち入りは禁止する。
- (5) 本役務の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た情報の管理に万全を期すとともに、契約担当官等の許可なく請負業者は別途利用や部外への公表等は行ってはならない。また、本役務終了後も同様とする。

8 特記事項

- (1) 点検保守の形態 ・
フルメンテナンス契約とする。また、かご内と請負業者が直接通話できる装置を取り付けること。ただし、必要な電話回線及び装置は役務開始日に合わせて請負業者にて準備、設置をすること。
- (2) 点検項目については建築保全業務共通仕様書「搬送設備」表7. 2. 7により実施し、昇降機関係装置の機能全てが最高度に発揮できるようにする。ただし、修理又は部品の取替は、昇降機を通常使用の場合に生じる摩耗及び劣化に限るものとし、取扱不注意・不適当な使用、管理及び地震その他不可抗力の事故により発生する修理及び部品の取替は含まない。
- (3) 点検作業は9時から16時までの時間帯で作業完了とする。ただし、昇降機の故障等の際は、この限りではない。
- (4) 1年に1回の定期検査は昇降機検査資格者が実施すること。

9 その他

- (1) 1ヶ月点検は、遠隔監視装置による点検を可とする。
- (2) 故障時等の緊急時は24時間対応を行うものとする。
- (3) 故障時の現地到着及び処置開始は官側から連絡を受けてから、概ね30分程度で実施すること。
- (4) 故障時の復旧作業は部品等の手配を含めて最大1～2日程度で実施するものとする。
また、復旧後は報告書を官側に提出すること。
- (5) 点検保守に伴う交換部品は、昇降機に機種に適合した純正部品とする。
- (6) 検査、点検実施時は適宜の様式で書面にて官側へ提出する。
- (7) 本役務の実施に際して作業告知は1週間前までに調整すること。
- (8) この仕様書に明記されていない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議のうえ契約担当官等の指示に従うものとする。